

資料 2

令和 5 年度公共用水域水質測定結果について

令和 7 年 2 月 18 日
群馬県環境保全課

1 調査の概要

公共用水域の水質環境基準の維持達成状況を把握するため、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項による「水質測定計画」に基づき、県内 220 地点（85 河川 12 湖沼）で水質を調査しました。

2 調査内容

（1）測定機関別調査地点数

実施主体	河川調査	湖沼調査	合計
群馬県	28（19）	2（2）	30（21）
国土交通省	14（9）	4（4）	18（13）
市町村	157（12）	2（2）	167（14）
水資源機構	1（0）	4（4）	5（4）
合計	218（40）	12（12）	220（52）

注) ()内は環境基準点数で内数。「水資源機構」：独立行政法人水資源機構

（2）測定物質又は項目

① 生活環境の保全に関する項目（12項目）

pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、底層DO（湖沼のみ）

② 人の健康の保護に関する項目（27項目）

カドミウム、全ジアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、1,4-ジオキサン、チカラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素

3 調査結果

（1）水質環境基準の達成状況

① 生活環境の保全に関する項目（BOD・COD）

項目	調査区分	75%値でみた水質環境基準達成率
BOD	河川	40地点中34地点達成（85.0%）
COD	湖沼	12地点中9地点達成（75.0%）

注) 生活環境の保全に関する項目の達成の評価は、環境基準点（52地点）が対象。詳細は別添参照。

② 人の健康の保護に関する項目

測定を行った全 158 地点で環境基準を達成しました。

(2) 過去10年間における水質環境基準達成率の推移

①河川（BOD水質環境基準達成率）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
達成地点/環境基準点	31/40	34/40	32/40	33/40	32/40	34/40	33/40	34/40	33/40	34/40
達成率 (%)	77.5	85.0	80.0	82.5	80.0	85.0	82.5	85.0	82.5	85.0

②湖沼（COD水質環境基準達成率）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
達成地点/環境基準点	10/12	11/12	9/12	9/12	9/12	7/12	8/12	9/12	9/12	9/12
達成率 (%)	83.3	91.7	75.0	75.0	75.0	58.3	66.7	75.0	75.0	75.0

(3) 令和5年度県内河川のBOD75%値でみた水質ベスト5、ワースト5

①水質ベスト5 () 内は環境基準値

順位	河川名	地点名	地点所在地	主な流域市町村	BOD75%値 (mg/L)	前年度 順位
1	利根川	広瀬橋	みなかみ町	みなかみ町	<0.5(1.0)	16
1	赤谷川	小袖橋	みなかみ町	みなかみ町	<0.5(1.0)	5
1	吾妻川	新戸橋	嬬恋村	嬬恋村・長野原町	<0.5(2.0)	1
1	烏川	烏川橋	高崎市	高崎市	<0.5(1.0)	1
5	片品川	桐の木橋	片品町	片品町	0.5(1.0)	7

②水質ワースト5 () 内は環境基準値

順位	河川名	地点名	地点所在地	主な流域市町村	BOD75%値 (mg/L)	前年度 順位
1	鶴生田川	岩田橋	板倉町	館林市・板倉町	10(5.0)	2
2	谷田川	合の川橋	板倉町	明和町・館林市・板倉町	9.1(5.0)	3
3	荒砥川	奥原橋	前橋市	前橋市	6.6(2.0)	4
4	休泊川	泉大橋	大泉町	太田市・大泉町	6.1(5.0)	1
5	粕川	保泉橋	伊勢崎市	前橋市・伊勢崎市	3.9(3.0)	11

4 水質保全のための主な取り組み

- (1) 群馬県汚水処理計画に基づき、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの整備を進めています。
- (2) 水質汚濁防止法、群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、工場・事業場排水の指導を実施しています。
- (3) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。
- (4) 鶴生田川（城沼）の水質浄化対策を実施しています。

5 参考

- ・水質環境基準：水質汚濁に係る環境基準。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、水環境施策に係る行政上の目標。
- ・環境基準点：水質環境基準の類型指定が行われた水域において、水質環境基準の達成状況を把握するための地点。
- ・類型：河川、湖沼別にそれぞれの利水目的に応じて水域の類型が定められている。
- ・BOD：生物化学的酸素要求量。水中の微生物が汚濁物（有機物）を分解するときに消費する酸素の量。
- ・COD：化学的酸素要求量。酸化剤（過マンガン酸カリウム）が水中の汚濁物を酸化する時に消費する酸素の量。
- ・年間75%値：BODやCODの水質環境基準達成状況を判定するときに用いる値で、年間の日平均値の全データをその値の小さい物から順に並べ、「 $0.75 \times n$ （nは、日間平均値のデータ数）」番目の値（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値）。

令和5年度環境基準達成状況（水質順）

1 河川のBODの環境基準達成状況

(B O D の単位はmg/L)

通番	水域名	測定地点	測定機関	類型	B O D 環境基準		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
					B O D 75%値	環境基準達成状況						
1	利根川上流1	広瀬橋	群馬県	AA	1	0.8	○	1.0	○	<0.5	○×××××	○×××××
2	赤谷川	小袖橋	群馬県	AA	1	1.0	○	0.7	○×××××	<0.5	○×××××	○×××××
3	吾妻川上流	新戸橋	群馬県	A	2	0.6	○×××××	<0.5	○×××××	<0.5	○×××××	○×××××
4	烏川上流	烏川橋	高崎市	AA	1	0.5	○×××××	<0.5	○×××××	<0.5	○×××××	○×××××
5	片品川上流	桐の木橋	群馬県	AA	1	0.9	○	0.8	○	0.5	○×××××	○×××××
6	利根川上流2	月夜野橋	群馬県	A	2	<0.5	○×××××	0.6	○×××××	0.6	○	○
7	神流川1	森戸橋	群馬県	A	2	0.7	○×××××	0.6	○×××××	0.6	○	○
8	碓氷川上流	中瀬橋	群馬県	A	2	1.2	○	0.8	○	0.7	○	○
9	片品川下流	二恵橋	群馬県	AA	1	0.9	○	1.0	○	0.8	○	○
10	利根川上流3	大正橋	群馬県	A	2	0.9	○	0.8	○	1.0	○	○
11	利根川上流3	群馬大橋	国土交通省	A	2	0.6	○×××××	0.9	○	1.0	○	○
12	利根川中流	坂東大橋	国土交通省	A	2	0.7	○×××××	0.9	○	1.0	○	○
13	利根川中流	利根大堰	国土交通省	A	2	0.9	○	1.0	○	1.0	○	○
14	渡良瀬川上流	高津戸	群馬県	A	2	1.0	○	0.9	○	1.0	○	○
15	渡良瀬川1	赤岩用水取水口	国土交通省	A	2	0.9	○	0.8	○	1.0	○	○
16	桐生川上流	観音橋	群馬県	A	2	1.0	○	0.9	○	1.0	○	○
17	神流川2	藤武橋	国土交通省	A	2	1.0	○	1.1	○	1.1	○	○
18	渡良瀬川2	葉鹿橋	国土交通省	A	2	0.9	○	0.9	○	1.1	○	○
19	利根川上流4	福島橋	群馬県	A	2	0.8	○	0.7	○×××××	1.2	○	○
20	神流川3	神流川橋	国土交通省	A	2	0.9	○	1.2	○	1.2	○	○
21	吾妻川下流	吾妻橋	群馬県	A	2	1.0	○	1.3	○	1.3	○	○
22	碓氷川下流	鼻高橋	高崎市	B	3	1.3	○	1.4	○	1.4	○	○
23	石田川上流	大川合流前	太田市	A	2	1.8	○	2.5	×	1.4	○	○
24	桐生川下流	境橋	群馬県	A	2	1.3	○	1.6	○	1.6	○	○
25	烏川下流	岩倉橋	国土交通省	B	3	2.2	○	1.6	○	1.8	○	○
26	桃ノ木川	筑井橋	前橋市	B	3	1.5	○	1.4	○	1.8	○	○
27	石田川下流	古利根橋	太田市	B	3	2.3	○	2.8	○	1.8	○	○
28	早川上流	早川橋	伊勢崎市	A	2	1.7	○	1.3	○	1.9	○	○
29	鏑川（下流）	鏑川橋	群馬県	A	2	2	○	1.6	○	2.1	×	
30	井野川上流	浜井橋	高崎市	B	3	2.1	○	2.6	○	2.1	○	○
31	矢場川	落合橋	群馬県	C	5	1.8	○	1.5	○	2.2	○	○
32	井野川下流	鎌倉橋	高崎市	C	5	2.6	○	2.7	○	2.6	○	○
33	渡良瀬川3	渡良瀬大橋	国土交通省	B	3	1.9	○	1.3	○	2.6	○	○
34	広瀬川	中島橋	伊勢崎市	B	3	2.3	○	2.7	○	2.9	○	○
35	早川下流	前島橋	太田市	B	3	4.7	×××××	3.3	×××××	2.9	○	○
36	粕川	保泉橋	伊勢崎市	A	2	3.0	×	2.3	×	3.9	×××××	
37	休泊川	泉大橋	群馬県	C	5	5.5	×××××	8.6	×××××	6.1	×××××	
38	荒砥川	奥原橋	前橋市	A	2	3.8	×××××	4.2	×××××	6.6	×××××	
39	谷田川	合の川橋	群馬県	C	5	6.9	×××××	6.2	×××××	9.1	×××××	
40	鶴生田川	岩田橋	群馬県	C	5	8.3	×××××	7.8	×××××	10	×××××	

2 湖沼のCODの環境基準達成状況

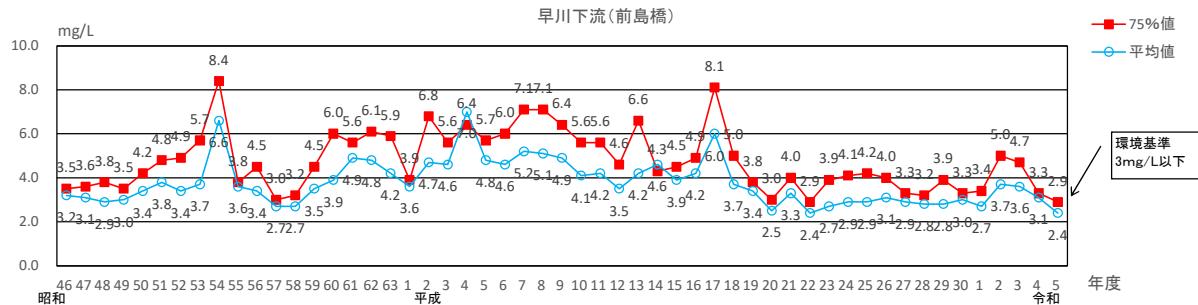
(C O D の単位はmg/L)

通番	水域名	測定地点	測定機関	類型	C O D 環境基 準値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
						C O D 75%値	環境基準 達成状況	C O D 75%値	環境基準 達成状況	C O D 75%値	環境基準 達成状況
1	草木湖(草木ダム)	湖心	水資源機構	A	3	1.3	○	1.8	○	1.6	○
2	赤谷湖(相俣ダム)	湖心	国土交通省	A	3	1.8	○	2.2	○	1.7	○
3	藤原湖(藤原ダム)	湖心	国土交通省	A	3	2.0	○	1.9	○	2.1	○
4	神流湖(下久保ダム)	湖心	水資源機構	A	3	1.8	○	2.1	○	2.1	○
5	奥利根湖(矢木沢ダム)	湖心	水資源機構	A	3	2.3	○	1.7	○	2.4	○
6	ならまた湖(奈良俣ダム)	湖心	水資源機構	A	3	2.8	○	2.0	○	2.6	○
7	菌原湖(菌原ダム)	湖心	国土交通省	A	3	2.7	○	2.3	○	2.6	○
8	梅田湖(桐生川ダム)	湖心	群馬県	A	3	2.6	○	3.0	○	2.6	○
9	洞元湖(須田貝ダム)	湖心	国土交通省	A	3	2.4	○	2.7	○	2.8	○
10	赤城大沼	湖心	前橋市	A	3	4.4	×	3.6	×	3.3	×
11	尾瀬沼	湖心	群馬県	A	3	4.5	×	4.4	×	4.5	×
12	榛名湖	湖心	高崎市	A	3	3.8	×	4.3	×	5.0	×

1 前年度より水質が改善し環境基準を達成した河川

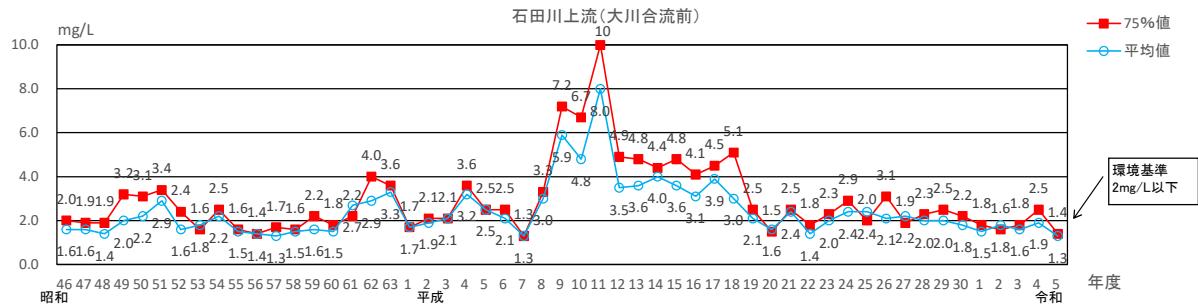
地点名	類型	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	75%値	評価
早川下流 (前島橋)	B (3以下)	R3	6.7	2.2	2.4	1.8	1.3	1.7	1.5	1.8	2.5	4.7	8.5	8.5	4.7	×
		R4	5.3	3.1	2.5	1.9	1.3	1.0	1.6	2.7	3.3	2.4	5.2	6.3	3.3	×
		R5	3.6	2.2	1.6	1.0	1.1	0.9	2	2.2	1.1	4.1	2.9	5.6	2.9	○

※赤字は環境基準値超過



地点名	類型	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	75%値	評価
石田川上流 (大川合流前)	A (2以下)	R3	1.8	1.2	1.1	1.6	0.6	1.7	1.2	1.4	1.0	2.0	2.3	2.9	1.8	○
		R4	2.5	1.8	0.9	3.2	1.2	<0.5	1.8	2.8	1.9	1.0	2.3	2.5	2.5	×
		R5	1.8	1.7	0.9	1.4	1.4	0.7	1.3	1.3	0.8	1.4	<0.5	2.3	1.4	○

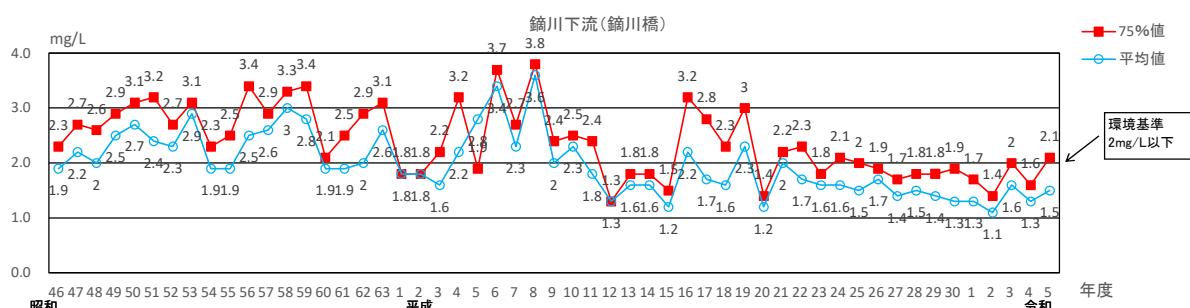
※赤字は環境基準値超過



2 前年度より水質が悪化し環境基準が未達成となった河川

地点名	類型	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	75%値	評価
鏑川下流 (鏑川橋)	A (2以下)	R3	3.2	1.3	<0.5	<0.5	2.5	1.0	1.2	1.2	2.0	0.8	1.9	2.7	2.0	○
		R4	2.4	1.8	1.1	0.8	1.0	1.6	<0.5	1.1	0.8	0.7	1.8	1.6	1.6	○
		R5	2.2	1.1	0.9	0.9	2.8	0.8	0.6	0.8	2.0	2.0	2.1	2.2	2.1	×

※赤字は環境基準値超過



水域名	地点名	類型	水生生物類型	p H	S S [mg/L]	D O [mg/L]	大腸菌数 [CFU/100mL]	BOD [mg/L]	全亜鉛 [mg/L]	ノニルフェノール [mg/L]	L A S [mg/L]
利根川上流(1)	広瀬橋	AA	生物A	7.3	1	10	38	<0.5	0.002	<0.00006	0.0011
利根川上流(2)	月夜野橋	A		7.3	1	10	83	0.6	0.003	<0.00006	0.0010
利根川上流(3)	大正橋	A		7.6	5	11	210	1.0	0.003	<0.00006	0.0012
	群馬大橋	A		7.4	7	11	290	1.0	0.005	<0.00006	<0.0006
利根川上流(4)	福島橋	A		7.5	8	11	9300	1.2	0.005	<0.00006	0.0012
利根川中流	坂東大橋	A	生物B	7.7	8	9.8	310	1.0	0.010	<0.00006	0.0007
	利根大堰	A		7.6	9	9.2	230	1.0	0.010	<0.00006	0.0010
赤谷川	小袖橋	AA	生物A	7.5	2	11	180	<0.5	0.002	<0.00006	0.0014
片品川上流	桐の木橋	AA	生物A	7.5	1	9.5	110	0.5	0.001	<0.00006	0.0007
片品川下流	二恵橋	AA		7.7	2	10	85	0.8	0.004	<0.00006	0.0007
吾妻川上流	新戸橋	A	生物A	5.6	19	10	1	<0.5	0.008	<0.00006	0.0011
吾妻川下流	吾妻橋	A		7.7	5	10	300	1.3	0.003	<0.00006	0.0012
烏川上流	烏川橋	AA	生物A	7.6	2	10	450	<0.5	0.001	<0.00006	0.0009
烏川下流	岩倉橋	B	生物B	8.0	10	11	1100	1.8	0.007	<0.00006	0.0013
碓氷川上流	中瀬橋	A	生物A	8.0	2	10	580	0.7	0.001	<0.00006	0.0012
碓氷川下流	鼻高橋	B	生物B	8.0	4	10	320	1.4	0.015	<0.00006	0.0037
鎧川（上流）	只川橋	-	生物A	8.2	1	11	2600	1.0	0.001	<0.00006	0.0011
鎧川（下流）	鎧川橋	A	生物B	8.3	6	11	1000	2.1	0.003	<0.00006	0.0028
井野川上流	浜井橋	B	生物B	8.2	4	9.2	4200	2.1	0.008	<0.00006	0.0068
井野川下流	鎌倉橋	C		8.8	8	11	370	2.6	0.011	<0.00006	0.0053
神流川(1)	森戸橋	A	生物A	8.4	2	11	210	0.6	0.001	<0.00006	0.0009
神流川(2)	藤武橋	A		8.6	5	11	79	1.1	0.001	<0.00006	0.0006
神流川(3)	神流川橋	A		8.8	7	11	78	1.2	0.001	<0.00006	<0.0006
広瀬川	中島橋	B	生物B	7.7	19	9.7	8900	2.9	0.015	<0.00006	0.0067
桃ノ木川	筑井橋	B	生物B	7.5	7	11	490	1.8	0.007	<0.00006	0.0031
荒砥川	奥原橋	A	生物B	7.3	14	9.3	2400	6.6	0.015	<0.00006	0.0039
粕川	保泉橋	A	生物B	7.9	18	9.6	7400	3.9	0.025	<0.00006	0.0020
早川上流	早川橋	A	生物B	7.6	8	10	1100	1.9	0.003	<0.00006	0.0043
早川下流	前島橋	B		7.6	13	8.9	680	2.9	0.015	<0.00006	<0.0006
石田川上流	大川合流前	A	生物B	7.7	11	8.5	1000	1.4	0.015	<0.00006	0.0021
石田川下流	古利根橋	B		7.6	8	9.0	760	1.8	0.021	<0.00006	<0.0006
休泊川	泉大橋	C	生物B	7.7	20	8.2	9800	6.1	0.024	<0.00006	0.032
渡良瀬川上流	高津戸	A	生物A	7.7	2	10	470	1.0	0.004	<0.00006	0.0024
	赤岩用水	A		7.6	7	10	700	1.0	0.005	<0.00006	<0.0006
渡良瀬川(1)	取水口	A		7.9	8	11	3600	1.1	0.006	<0.00006	<0.0006
渡良瀬川(2)	葉鹿橋	A		7.5	8	8.9	6600	2.6	0.013	<0.00006	<0.0006
渡良瀬川(3)	渡良瀬大橋	B	生物B	7.7	4	10	1900	1.0	0.003	<0.00006	0.0009
桐生川上流	観音橋	A	生物A	7.8	6	10	5800	1.6	0.006	<0.00006	0.0018
桐生川下流	境橋	A		7.8	8	9	1100	2.2	0.008	0.00008	0.0032
矢場川	落合橋	C	生物B	8.0	27	8.5	1500	9.1	0.014	<0.00006	0.0038
谷田川	合の川橋	C	生物B	8.2	26	10	530	10	0.005	<0.00006	0.0020
鶴生田川	岩田橋	C	生物B	8.2	26	10					

注) 1. 測定結果の水質の値について、大腸菌数は90%値、BODは75%値、ほかの項目は年平均値です。

2. S S(浮遊物質量)：水中に浮遊する物質の量です。水の濁りの原因となり、S Sが大きくなると魚類に対する影響が現れます。

3. D O(溶存酸素)：水中に溶け込んでいる酸素の量です。溶存酸素は水の自浄作用や水中の動植物の生育に不可欠なものです。

4. CFU (コロニー形成単位)：大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数です。

5. B O Dの環境基準は、AA類型で1mg/L、A類型で2mg/L、B類型で3mg/L、C類型で5mg/Lです。

6. 水生生物に係る環境基準は、全亜鉛で0.03mg/L(生物A、生物Bとも)、ノニルフェノールで0.001mg/L(生物A)又は0.002mg/L(生物B)、L A S(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)で0.03mg/L(生物A)又は0.05mg/L(生物B)です。

7. 類型の欄が"-"となっている地点は、その水域に係る環境基準点ではないことを示します。

8. 吾妻川に係るpHは、当分の間適用されません。

9. 赤字は環境基準超過

令和5年度 湖沼の水質測定結果

(資料2 補足資料)

湖沼名	類型	窒素・燐 類型	水生生物 類型	p H	S S [mg/L]	D O [mg/L]	大腸菌数 [CFU/100mL]	COD [mg/L]	全窒素 [mg/L]	全燐 [mg/L]	全亜鉛 [mg/L]	ノルフェノール [mg/L]	L A S [mg/L]
赤城大沼	A	II	生物A	7.3	1	8.1	13	3.3	0.51	0.017	0.004	<0.00006	<0.0006
榛名湖	A	II	生物A	7.6	2	8.0	3	5.0	0.25	0.009	0.004	<0.00006	<0.0006
尾瀬沼	A	-	生物A	7.3	2	7.2	1	4.5	0.37	0.010	0.001	<0.00006	0.0006
奥利根湖	A	II	生物A	6.8	1	8.5	9	2.4	0.19	0.005	0.003	<0.00006	<0.0006
ならまた湖	A	I	生物A	7.1	< 1	7.4	20	2.6	0.21	0.004	0.002	<0.00006	0.0007
藤原湖	A	II	生物A	7.1	1	9.5	17	2.1	0.31	0.008	0.004	<0.00006	<0.0006
草木湖	A	III	生物A	7.5	2	9.1	2	1.6	0.73	0.008	0.006	<0.00006	<0.0006
神流湖	A	III	生物A	7.8	3	6.6	14	2.1	0.86	0.015	0.002	<0.00006	<0.0006
赤谷湖	A	II	生物A	7.0	4	8.7	5	1.7	0.52	0.009	0.0054	<0.00006	0.0006
菌原湖	A	III	生物A	7.4	5	9.0	24	2.6	0.90	0.019	0.007	<0.00006	<0.0006
梅田湖	A	III	生物A	7.4	5	9.0	23	2.6	0.90	0.019	0.007	<0.00006	0.0006
洞元湖	A	II	-	7.7	3	9.4	9	2.8	0.91	0.010	0.001	<0.00006	0.0011

注) 1. 測定結果の水質の値について、大腸菌数は90%値、CODは75%値、他の項目は年平均値です。

2. CODの環境基準はA類型で3mg/Lです。

3. 全燐の環境基準はI類型で0.005mg/L、II類型で0.01mg/L、III類型で0.03mg/Lです。

4. 水生生物に係る水質環境基準は、全亜鉛で0.03mg/L(生物A)、ノルフェノールで0.001mg/L(生物A)、

LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)で0.03mg/L(生物A)です。

5. 類型の欄が"-"となっている地点は、類型指定されていないことを示します。

6. 赤字は環境基準超過

令和5年度地下水質調査結果について

令和7年2月18日
群馬県環境保全課

1 概況調査

(1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151メッシュ（群馬県99、前橋市14、高崎市17、伊勢崎市9、太田市12）の井戸について、地下水質の調査をしました。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数	調査項目	調査実施時期
群馬県	99	97	A項目(注1)
		46	B項目(注1)
		23	C項目(注1)
		18	D項目(注1)
		10	E項目(注1)
		2	鉛、砒素、硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素(定点方式)
前橋市	14	28項目(注2)	11月
高崎市	17		
伊勢崎市	9		
太田市	12		

(注1)県が実施する97井戸(定点方式除く)では、過去の結果等を勘案し、対象物質を5段階に区分して調査しています。

一つの井戸で複数の項目を調査することもあります。5段階の区分は次のとおり。

- 【A項目】 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、六価クロム、鉛、砒素
- 【B項目】 カドミウム、ほう素、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)
- 【C項目】 四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、クロロエチレン、ベンゼン
- 【D項目】 セレン、1,4-ジオキサン、全シアン、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)
- 【E項目】 P C B、チウラム、シマジン、チオペンカルブ

(注2) 28項目とは、A~E項目の物質のすべて。

(3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、1井戸で1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが、15本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しました。この他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

○ 令和5年度地下水質概況調査環境基準超過一覧

・揮発性有機化合物

(環境基準：1,2-ジクロロエチレン 0.004mg/L、トリクロロエチレン 0.01mg/L)

通番	メッシュ番号	所在地	1,2-ジクロロエチレン測定値(mg/L)	トリクロロエチレン測定値(mg/L)
1	71	高崎市吉井町馬庭	0.053	0.018

・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（環境基準値：10mg/l）

通番	メッシュ番号	所在地	濃度(mg/l)	通番	メッシュ番号	所在地	濃度(mg/l)
1	33	みどり市笠懸町西鹿田	17	9	4	前橋市堀越町	13
2	66	渋川市北橘町上南室	21	10	8	前橋市茂木町	11
3	69	榛東村大字広馬場	33	11	18	高崎市箕郷町生原	20
4	75	藤岡市緑塹	13	4	75	高崎市栗崎町	14
5	78	藤岡市保美	11	13	47	太田市藪塚町	12
6	94	安中市野殿	23	14	48	太田市六千石町	20
7	137	邑楽町大字赤堀	27	15	51	太田市新田市野井町	27
8	3	前橋市勝沢町	17				

(参考) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過状況

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
調査実施数	151	151	151	151	105	88	88	151	151	151	151	151
基準超過数	45	39	42	36	29	12	17	29	27	23	33	33
超過率 (%)	29.8	25.8	27.8	23.8	27.6	13.6	19.3	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
調査実施数	151	150	151	151	151	150	151	151	151	151	151	151
基準超過数	16	14	17	27	24	22	20	21	24	11	21	15
超過率 (%)	10.6	9.3	11.3	17.9	15.9	14.7	13.2	13.9	15.9	7.3	13.9	9.9

2 継続監視調査

(1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。

(2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	汚染地区			計	調査時期
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等		
群馬県	16	12	3	31	9月、12月
前橋市	5	6	—	11	10月
高崎市	2	4	—	6	10月
伊勢崎市	3	3	3	9	8月、11月、2月
太田市	1	—	—	1	11月
計	27	25	6	58	

(3) 調査結果

揮発性有機化合物及び重金属等の項目では、6地区7井戸（全13地区31井戸）で環境基準値の超過が確認されました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目では、18井戸（全27井戸）で環境基準値の超過が確認されました。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、隨時、調査を終了します。

3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場については、有害物質の地下浸透防止のための構造等に関する基準において、立入検査による指導を行っています。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した汚水処理施設の整備を進めています。